

◎老人福祉法の一部を改正する法律

(平成一九年二月一九日法律第一三〇号)(衆)

二、参議院厚生労働委員長報告

(平成一九年二月二二日)

一、提案理由(平成一九年二月一日・衆議院本会議)

○茂木敏充君 たいま議題となりました老人福祉法の一部を改正する法律案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、特別養護老人ホームの整備が困難な農山村地域において、医療と福祉の一体的なサービスを提供できるようにするため、公的医療機関として地域の医療を支えてきているJA厚生連が直接に特別養護老人ホームを設置できることとするものであります。

本案は、去る七日の厚生労働委員会において、全会一致をもって委員会提出法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○岩本司君 たいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

次に、老人福祉法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置する農業協同組合連合会が特別養護老人ホームを設置することができるようにしようとするものであります。

委員会におきましては、提出者である衆議院厚生労働委員長茂木敏充君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。